

Nagasaki



コスモス

行政書士会報 No.186



長崎県行政書士会

掲 載 内 容

ご挨拶 1

長崎県行政書士会 会 長 山 脇 正 隆

トピックス 2

令和3年度 第62回 長崎県行政書士会定時総会 令和3年5月29日
建設業業務研修会 テーマ「改正建設業法施行規則について」

令和2年度 行政書士試験 令和2年10月15日
令和2年11月8日

官公庁インタビュー「長崎県警察本部 生活安全部 生活環境課」 9

各部・委員会の動き 14

特定行政書士委員会

ザ・行政書士道！ 15

第3弾 森達暉行政書士編
第4弾 行政書士法人アシスト編



新入会員紹介 19

会員の異動 22

企画広報部便り 26

コスモス・プチ 第4号（抜粋）

コスモス広場 ～会報誌(コスモス)をリニューアルします～ 29

長崎県行政書士政治連盟ご案内 30

長崎県行政書士政治連盟 会 長 山 崎 三 郎

編集後記 32



ご 挨拶

長崎県行政書士会 会長 山 脇 正 隆

日頃より、長崎県行政書士会の運営につきまして、多大なご理解ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

行政書士制度が誕生して、これまで70年の歴史を刻んで参りました。

制度誕生において、我が国における行政書士制度の重要性を高く評価頂き、国会議員の皆様はじめ関係各機関の皆様のご尽力を頂きまして、全会一致による議員立法により行政書士が誕生いたしました。以来、会員各位並びに歴代役員の皆様が行政書士制度の普及にご尽力され、国民・事業者の皆様へ寄り添いサポートして参りました。行政書士は、各種行政手続きや契約・相続手続等の事実証明分野において、国民・事業者の皆様の各種法律に基づく権利を守り、その利益を保護し続けて参りました。

昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国民生活や事業経営における危機においても、これまでの行政書士の専門家としての力を迅速に発揮し、国や地方公共団体の各種一時金・給付金・支援金へのサポートを推進して参りました。また、熊本地震における罹災証明手続についても被災市民の皆様へのサポートを行い、“行政書士力”を遺憾なく発揮致しました。

今後も様々な場面で行政書士の対応力が問われることと思います。

行政書士会・日行連としても、今後各種分野において情報収集力をUPし、情報の共有化を更に推進し、会員の皆様の日頃の弛まぬ自己研鑽へのサポート体制を確立していく必要があります。

一昔前には、『ネット社会・IT時代』という言葉を感じた時期もありましたが、今既に真只中にあります。先に述べました新型コロナウイルス感染症拡大に伴う持続化給付金手続においてはオンライン申請での対応になりました様に、様々な行政手続きがオンライン申請となりました。

今後は、各種申請の準備段階で添付書類を各役所出先機関で取得する必要性がなくなり、添付書類を省略しオンラインでの確認、さらに申請者への許可書等もオンラインでの受領となることと思われます。

また、行政書士がオンラインによる代理申請を行うことにより、これまで役所の出先機関で申請受付を行っていたものが、行政書士事務所で申請から許認可まで一連の手続が完了することとなります。(現在、特殊車両通行許可手続においては、行政書士事務所にて許可証が受領・発行までできます。)

つまり、行政書士事務所が、官公庁の出先機関等に成り代わって、その申請受付・許可証等交付機能を果たすこととなり、行政書士事務所が国民や事業者と、更に今より身近に存在することとなります。

行政書士は、今後のデジタル社会の中で国民・事業者の権利利益を実現し、行政機関や事業者の各種行政手続に伴うデジタル化の成果物を安全に届けるアンカーとなります。街の身近な法律家としての職責を果たし、更なるデジタル社会の推進構築に寄与することができ、行政書士の事務所のあり方を大きく未来に向かって切り拓くことができることと思います。

行政書士力を共に、更にステップアップさせなければなりません。

皆様からの更なるご指導ご鞭撻を頂きますようお願い申し上げます。

皆様の益々のご活躍とご健勝を祈念申し上げます。

令和3年度 第62回 長崎県行政書士会定時総会のご報告

日 時 令和3年5月29日（土） 13時00分～14時00分
場 所 長崎県勤労福祉会館2階講堂
司 会 渡邊 真純 会員
議 長 佐藤 誠三 会員

令和3年5月29日、令和3年度第62回定時総会が開催された。コロナ禍のため、欠席者が目立ち、委任状出席者が大多数を占めた。開会に先立ち、昨年度中にご逝去された物故会員のご冥福を祈り黙祷がささげられた。その後、廣田副会長の開会宣言により本総会の幕開けとなった。

令和3年度 第62回 長崎県行政書士会定時総会 次第

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 物故会員及び物故者へ黙祷
4. 新入会員の紹介
5. 議長選出
6. 議長挨拶
7. 議事録署名人指名並びに議事録作成人委嘱
8. 議案審議
 - 第1号議案 令和2年度会務及び事業報告の承認について
 - 第2号議案 令和2年度決算報告の承認について
 - (1) 決算報告
 - (2) 監査報告
 - 第3号議案 会則改正案の承認について
 - 第4号議案 令和3年度事業計画（案）の承認について
 - 第5号議案 令和3年度予算（案）の承認について
 - 第6号議案 役員の改選について
 - 第7号議案 その他
9. 議長任了の挨拶
10. 閉会の辞

◇ 審議事項と結果報告 ◇

審議事項

- 第1号議案 令和2年度会務及び事業報告の承認について
- 第2号議案 令和2年度決算報告の承認について

結 果

第1号議案と第2号議案は一括審議に付され、第1号議案は挙手多数
第2号議案も挙手多数により、両議案は承認、可決された。

審議事項

- 第3号議案 会則改正案の承認について

結 果

会場内で、1名反対（又は棄権）を確認
第3号議案、会則改正案については、賛成多数で可決承認された。

審議事項

- 第4号議案 令和3年度事業計画（案）の承認について
- 第5号議案 令和3年度予算（案）の承認について

結 果

第4号議案と第5号議案は一括審議に付され、第4号議案は挙手多数
第5号議案も挙手多数により、両議案は承認、可決された。

審議事項

- 第6号議案 役員の改選について

結 果（会長選）

長崎県行政書士会会則第31条及び長崎県行政書士会役員選任規則第2条第1項の定めに基づき会長選挙が行われた。立候補者については、山脇候補1名であったため、長崎県行政書士会役員選任規則第29条に基づき無投票当選となり当選が確定した。

結 果（副会長、理事、監事）

会則に基づき、副会長、理事、監事を選考委員会において選考が行われた。山脇会長並びに各支部より推薦を受けた選考委員会より、会則に基づき副会長、理事、監事の選考案が下記の通り発表された。

副会長	廣田 賢治	会員（島原支部）	弓削 和徳	会員（長崎支部）
	濱田 宗一	会員（佐世保支部）		
理 事	崎谷 勉	会員（長崎支部）	塩塚 顥	会員（諫早支部）
	原田 久也	会員（島原支部）	川添 亨	会員（大村東彼支部）
	坪井 邦幸	会員（佐世保支部）	榊屋 可恵	会員（北松支部）
	南 忠明	会員（五島支部）	山内 満	会員（壱岐支部）
	中村 雅彦	会員（対馬支部）	渡邊 真純	会員（長崎支部）
	鶴田 隼人	会員（長崎支部）	柿田 敏彦	会員（長崎支部）
	佐藤 誠三	会員（長崎支部）	白倉 容代	会員（諫早支部）
監 事	伯川 光子	会員（島原支部）		

議長が出席者に対し異議がないか呼びかけたが、異議が出なかったため、役員案は承認可決された。

審議事項

第7号議案 その他

結 果

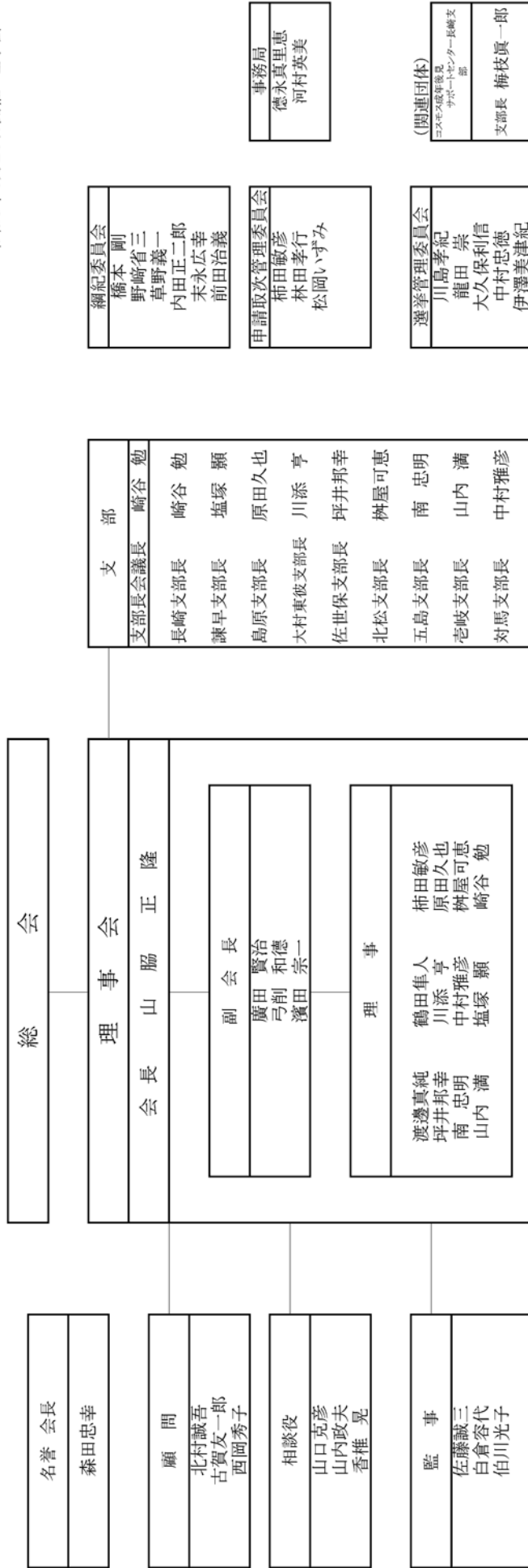
事前に車庫証明申請に添付する委任状に関する質問書が出ており担当副会長の廣田副会長より委任状に行政書士の押印が不要との方針を伝えたことはなく、申請先の警察署の取り扱いに準じて頂き適宜ご対応頂きたいとの回答があった。他に意見が出なかったため第7号議案は以上となった。

以上により全ての議案が承認、可決された。



長崎県行政書士会組織図

令和3年6月25日開催 理事会



担当副会長 廣田 賢治	担当副会長 濱田 宗一	担当副会長 弓削 和徳
監察部 部長 川添 亨 副部長 崎谷 勉 部員 南 忠明 山内 満 中村雅彦	総務部 部長 柿田敏彦 部員 道向孝司 渡邊 卓 松岡いずみ 林田孝行	業務指導部 部長 榊屋可恵 副部長 畑上尚美 青山周広 大宅和子 川島孝紀
暴力団等排除等対策委員会 委員長 山崎三郎 副委員長 山内 満 委員 小瀬寛義 橋口一久	経理部 部長 渡邊真純 部員 堀川千里 川田祐二 宮本秀樹 川村明渡	企業広報部 部長 鶴田隼人 部員 諫山淳一郎 海辺 光 堀川千里 井手誠博
事務所移転管理委員会 委員長 山崎三郎 委員 崎村直純	規則検討委員会 委員長 濱田宗一 委員 川村明渡 西村正則 宮本秀樹	経審受託委員会 委員長 渡邊 卓 副委員長 大宅和子 委員 松山純一 道向孝司 宮本秀樹 弓削和徳
相談員管理委員会 委員長 廣田賢治 委員 塩塚 顕 山内 満 中村雅彦 南 忠明	国際交流委員会 委員長 塩塚 顕 委員 中村雅彦 青山周広 川島孝紀 加島鋭治 李 泳勲	業務開拓委員会 委員長 坪井邦幸 委員 塩塚 顕 山内 満 中村雅彦 南 忠明
封印管理委員会 委員長 中村忠徳 委員 森田由希子 黒瀬勝弘 井浦 晋		

建設業業務研修会

令和2年10月15日（木）

13時30分～15時30分

会場：長崎県庁 1階大会議室C（長崎市尾上町3-1）

改正建設業法施行規則について

講師：長崎県土木部監理課建設業指導班担当者様

令和2年10月1日に施行された建設業法施行規則改正に伴い、今回の改正は建設業新規許可は勿論、更新許可、業種追加許可、般特新規許可等許可申請の全般に適用され、実務にも大きな影響があると考えられたため、長崎県土木部監理課様に要請し、参加人数の制限・検温・消毒等のコロナウイルス対策を徹底したうえで研修会を開催しました。

1. 法第7条第1号の省令で定める基準について

→経営業務の管理責任者要件の見直しに関する説明。特に①改正前は、許可を受けようとする建設業の経営経験又は許可を受けようとする建設業以外の建設業の経営経験と制約があったが、今回の改正により、建設業の経営経験があればよいとなったこと。②要件の追加による常勤役員を直接に補佐する者の具体的要件（申請者の元という限定で5年以上の管理経験が必要である等）の内容など。

2. 社会保険等への加入を許可要件とすることについて

→適用除外に該当する事業所を除き、すべての適用事業所に該当する事業所についてその旨を届け出ていることが許可要件となる。

3. 建設業者の地位の承継について

→事業承継の規定が整備され、事前の認可を受けることで建設業の許可を承継することが可能になった。※会社の合併、個人事業主から別個人事業主への承継、個人事業主の相続による承継等。なお、個人事業主の相続による認可申請は死亡後30日以内に認可申請を要する。認可申請には審査手数料（証紙代）が発生しない。また、長崎県独自の取り組みとして死亡後30日を過ぎた場合でも死亡後2ヵ月以内であれば、従前通り、廃業→新規申請で許可番号の引継ぎが可能である。

など国交省のガイドラインや法改正資料、事例等を紹介しながら具体的に解説されました。



令和2年度 行政書士試験

令和2年度・行政書士試験が令和2年11月8日（日）全国の各会場で行われました。コロナウイルスによる社会環境の目まぐるしい変化が行政書士試験実施にも大きな影響を与えました。本県では、例年の会場である長崎大学文教キャンパスが使用できなくなりホテルニュー長崎に変更、さらに例年とは違いマスク、消毒、検温等の作業が加わりましたが無事に終了することが出来ました。

先ず、試験会場探しに始まった責任者の渡邊先生の努力は大変なものであったと思います。

全国受験申込者数	54,847 名	
受験者数	41,681 名	（受験率 76%）
合格者数	4,470 名	（合格率 10.7%）
長崎県受験申込者数	317 名	
受験者数	241 名	（受験率 76%）
合格者数	13 名	（合格率 5.4%）



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）に基づく許可や届出の県内動向や法令改正の最新情報、申請に当たっての注意点等について、長崎県警察本部生活安全部生活環境課課長補佐（営業担当）楢塚博紀警部にお話を伺いました。

Q 県内の風俗営業許可や性風俗等届出の動向を教えてください。

A. 平成30年12月25日の風営法施行条例の一部改正施行（※）以降、県内の年毎の接待飲食店の許可処分数は、令和元年38件、令和2年32件となりました（一番多い年は平成28年で76件）。

代替わりの際なども適正に手続きを取られていると見受けられ、営業者側の意識の高まりを感じております。許可数増には、県内の社交飲食業生活衛生同業組合による働きかけや行政書士会の指導の成果が大きいと思います。

深夜酒類提供飲食店営業営業開始届出に関しては、届出済数は減少しております。なお、廃業後にその届出を行っていない店舗数もこの数に含んでいる可能性もありますので、現に営業している深夜酒類提供飲食店の数とは合致しないかもしれません。

性風俗関連特殊営業の届出済数は横ばい、特定遊興飲食店営業許可は、制度が始まったばかりで許可数は未だ少ない状況です。

令和3年2月末現在の県内の風俗営業許可・性風俗等届出状況は、次の通りです。

風営許可 1号営業（料理店）59件、（社交飲食店）226件

4号営業（ぱちんこ屋）136件、（まあじやん屋）85件

5号営業（ゲームセンター）28件

性風俗届出 無店舗型1号営業（派遣型ファッションヘルス）111件

特定遊興飲食店営業許可3件

深夜酒類提供飲食店営業営業開始届出3366件

（※平成30年12月25日の風営法施行条例の一部改正施行）

- ① 主な改正点は、営業延長許容地域の追加指定及び特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の追加指定。
- ② 営業延長許容地域とは、風俗営業（パチンコ店を除く。）が午前1時まで（接待を伴う飲食店営業は午前2時まで）営業ができる地域として条例で指定された地域（長崎市思案橋・銅座地区、佐世保市京町・山県地区に加え、長崎市浜口地区、諫早市諫早駅前地区、諫早市本町地区、島原市高島・中堀地区、大村市本町地区、五島市福江地区を追加）。詳細な地域は、県条例及び県警ウェブサイトをご確認ください。

Q 行政書士による代理申請の割合はどれくらいですか。

A. 特には把握しておりませんが、風営許可申請については行政書士による代理申請が多いように感じます。

Q 風営許可申請や届出の動向に、コロナウイルス感染症の影響はありそうですか。

A. 営業環境は厳しいと認識しており、廃業も散見されますが、現時点では昨年度と比較して著しく減少したわけではないと考えております。

Q 県内でこれまでなかったような新たな営業形態などは見られますか。

A. 最近には特にありませんが、新たな業態については他県警へも確認し、情報共有しています。

Q 風営法違反事件の捜査は、どのようにして進みますか。

A. 捜査の端緒としては情報提供や風評、告発などがあり、その後、内偵捜査による実態把握などを通じて捜査を進め、悪質な風営法違反の事案は摘発に至ります。
なお適宜、指導的な意味合いで指示処分を行っております。

Q 県内の風営法違反事件はどのような状況ですか。

A. 摘発件数は、令和元年9件、令和2年3件であり、その内容は年少者使用等です。

Q 風営法に関する最近の法令改正について教えてください。

A. 政府の押印廃止の流れを受け、風営法関係の申請書、届出書、誓約書への署名や押印は制度上廃止されました。借用物件での営業の場合に提出を求めている使用承諾書についても、貸主の押印は不要です。また、法人の申請・届出の場合、定款に原本証明文を挿入すれば原本証明者の押印は不要です。なお、代理申請の場合の委任状には押印（押印することに代えて署名も可）を求めています。

押印廃止の流れを受けて、特に代理申請の場合は、営業者に対して誓約書の内容を説明して頂きたいです。

Q 客引き行為等に対する規制拡大について教えてください。

A. 改正長崎県迷惑行為等防止条例（令和3年3月26日公布）が本年6月1日から施行されます。風営法に基づく風俗環境保全協議会（長崎署及び佐世保署の管内に設立）などからの要望が強かった、不当な客引き行為等に対する規制の追加、誘引行為、客待ち行為の禁止などを内容とします。詳細は県条例及び別紙チラシをご覧ください。

Q 風営法関係手続の電子申請への対応見込みはいかがですか。

A. 現時点では電子申請化の動きはありません。

Q 風営許可申請に添付する図面について、許可前の立入検査（完成前検査）において、現況との誤差が2～3センチ程度で差し替えを求められることもあります。測量や作図の精緻性は、どの程度まで求められますか。

A. 以前と異なり営業所平面図については壁芯の図面や求積でも受け付け、客室部分のみ内寸での求積等を求めています。完成前検査において誤差があった場合でも、補正指示は必要最小限度でというのは心掛けております。

風営法の規制目的の一つは、わいせつ行為や売春行為を防止することです。客室内部の見通しを妨げる設備（仕切り、ついたて、カーテン、背の高い椅子（高さがおおむね1メートル以上のもの）等）による個室化がなされないよう、この点については重点的に確認を行います。

Q 行政書士が代理申請する場合の注意点等をお聞かせください。

A. 前述の見通しを妨げる設備に関連して、これに該当する可能性がある場合は図面にその高さを記載するとともに、壁かついたてか等構造か設備かを判断できるような表記をお願いしたいです。見通しに関するもの以外でも、判断に迷う事項はできるだけ早めに所轄の警察署に相談してほしいと思います。

（文責・企画広報部員 青山周広）

長崎県迷惑行為等防止条例が改正されました～令和3年6月1日施行～

主な改正点

- 凶器等の携帯に対する規制を新設
- 粗暴行為、たかり行為の被害対象を拡大
- 不当な客引き行為等に対する規制の追加

1 凶器等の携帯に対する規制を新設

公共の場所又は公共の乗り物において、正当な理由なく、刃物、鉄棒、木刀その他の身体に危害を加えるのに使用することができる物を、人に不安を覚えさせるような方法で携帯することを禁止します。

規制の対象となり得る物

- ・鉄パイプ
- ・角材
- ・自転車のチェーン
- ・バット
- ・メリケンサック
- ・ビール瓶
- ・スタンガン
- ・ゴルフクラブ
- ・金づち
- ・ヌンチャク
- ・カッターナイフ
- ・千枚通し
- ・アイスピック
- 等

事 例

一般通行人に対し、木刀、鉄パイプ等を振り回すような行為

公園内において、刃物を見せびらかして、付近を通行する者を威嚇するような行為



2 粗暴行為、不当金品要求行為の禁止の客体を「人」に改正

粗暴行為、たかり行為が特定の個人に向けられた場合を想定し、被害対象を「**通行人、入場者、乗客その他の公衆**」から「**人**」に改めます。



～お問合せ先～
警察本部生活安全部
生活安全企画課・生活環境課
☎ 095 - 820 - 0110

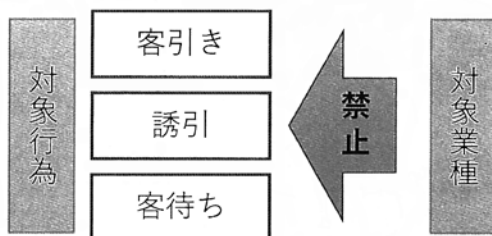


3 不当な客引き行為等に対する規制の追加

公共の場所において行われる「客引き行為」については、これまでファッションヘルス等の性的サービスを提供する営業やアダルト物品の販売等に関して行う行為が禁止されていましたが、新たに、キャバクラやホストクラブ等の客をもてなして飲食させる営業や風俗案内所、深夜マッサージ等を行う営業に関して客引きすることについても規制対象業種に加えるほか、さらに、「誘引行為」、「客待ち行為」についても新たに禁止します。



● 客引き行為等の規制対象の拡大



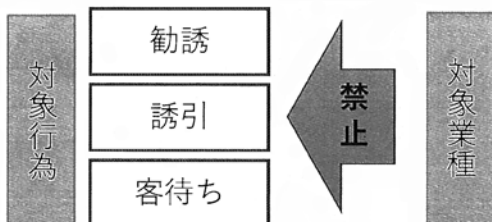
- ・ファッションヘルス等の性的サービスを提供する営業、アダルト物品の販売等
- ・キャバクラ・ホストクラブ等客をもてなして飲食させる営業
- ・風俗案内所等
- ・深夜に専らマッサージ等を行う営業
- ・売春類似行為（男娼）

※ 客引き・・・通行人等不特定の中から相手方を特定し、客として積極的に誘う行為

※ 誘引・・・相手方を特定せず、人に呼び掛けたりビラ等を配布、提示して誘う行為

※ 客待ち・・・公安委員会が指定する地域において、客引き等をする目的で、うろついたり、たむろする行為

● 勧誘（スカウト）行為の禁止



- ・ファッションヘルス等での性的サービスの提供
- ・アダルトビデオ等への出演
- ・キャバクラ・ホストクラブ等で客をもてなす従業者

※ 勧誘・・・通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、従業員等となるよう積極的に誘う行為

● 執ような勧誘の禁止

業種を問わず、手や腕をつかんだり、衣服を引っ張ったりするなどしつこく勧誘する行為を、執ような客引きと同様に、新たに禁止します。

● 客引き等をさせる行為の禁止

他人に現金等を与え又は与える約束をして、他人に客引き等の違反行為をさせることを新たに禁止します。

4 罰則について

違反行為	罰則
凶器等の携帯、粗暴行為、客引き行為、勧誘行為	50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
客引き等をさせる行為	100万円以下の罰金
誘引行為を行っている者に対する中止命令違反	30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
客待ち行為を行っている者に対する中止命令違反	20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
両罰規定・・・法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑が科されます。	

※条例改正の詳細は、長崎県警察のホームページでご確認ください。



～お問合せ先～
警察本部生活安全部
生活安全企画課・生活環境課
☎ 095 - 820 - 0110



特定行政書士委員会

特定行政書士委員会
委員長 原 田 久 也

※ 特定行政書士とは、日本行政書士会連合会が実施する「特定行政書士法定研修」の課程を修了（所定の講義を受講し、考査において基準点に到達）した行政書士です。

なお、特定行政書士の行政書士証票には「特定行政書士」である旨が付記されます。

※ 特定行政書士法定研修とは、行政書士法第1条の3第1項第二号に規定する業務（行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること）を行うのに必要な行政不服申し立て手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の3第2項に規定する研修として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づいて実施する研修です。

なお、令和2年度の講義は、VOD視聴によって実施されました。

受講者の都合に合わせ、24時間視聴できますので時間に制約されません。

長崎会における、平成27年度（初年度）からの特定行政書士法定研修修了者の推移は次のとおりです。

平成27年度：平成27年12月4日付記	9名
平成28年度：平成28年11月15日付記	5名
平成29年度：平成29年11月15日付記	1名
平成30年度：平成30年11月14日付記	2名
令和元年度：令和元年11月13日付記	2名
令和2年度：令和2年11月11日付記	該当者なし

なお、令和3年度「特定行政書士法定研修」のご案内及び実施要項については、連合会が発行する「月刊 日本行政」に掲載されますので、ご確認ください。

また、当該法定研修では初回受講年度を含む3年間に限り再受講を可能とし、受講料の減免措置を講じておりますので、対象の方はご検討ください。

以上

第3弾

「森達暉行政書士」編

森達暉行政書士事務所

行政書士 森 達暉

所在地 長崎県諫早市多良見町化屋 709 番地 1－201 号

登録年月日 平成 27 年 7 月 1 日

（企画広報部員・海辺）

今回、令和元年 12 月 4 日に公布された「行政書士法の一部を改正する法律」に関連して、行政書士法人の設立等の経験がある森先生にインタビューすることとなりました。本日はよろしくお願ひいたします。

（森）

こちらこそよろしくお願ひいたします。まだまだ若輩者なので恐縮です。

（企画広報部員）

森先生が行政書士法人を設立されたのはどういった経緯だったのですか？

（森）

私は当初、佐世保に本社を持つ司法書士法人の支店があった時津でその支店を間借りするような形で開業しました。というのも高校卒業後、4 年程事務機器販売・修理の会社で会社員をしていたのですが、その時のお客様に土地家屋調査士の方がいらっしゃり、色んなお話をさせていただく中で、士業に興味を沸き、司法書士法人に補助者として転職したのが始まりです。在籍中の約 2 年の間に行政書士資格を取得し、お世話になった司法書士法人の代表のご配慮の元、独立開業させていただきました。

（企画広報部員）

当初は個人事務所だったんですね。

（森）

はい。独立開業から約 2 年後の平成 29 年 7 月に法人化しました。法人化した理由としては、今後の業務拡大につき、法人として体制を整えることでお客様に更なる安心と継続的なサービスを提供したいという思いからです。お世話になっていた司法書士法人の代表が行政書士も登録しており、同じ思いを共有していただけたため、成立時はその先生と 2 人での共同代表という形で設立しました。

（企画広報部員）

法人を設立してからのメリット・デメリットはどのような事がありましたか？

（森）

メリットとしては、第一に対外的な信用力の向上を感じました。お客様に名刺を渡した際には、まずは行政書士法人というところに興味を示していただけます。個人事務所では代表の体調不良等による突然の廃業もあり得ますが、法人であれば行政書士複数人で構成することにより継続的なサービスを提供することができますと説明すると、多くのお客様が安心して業務を依頼し

ていただきました。

第二に社会保険への加入です。法人では事業主も含めて社会保険・厚生年金に加入できるため、将来受け取る年金にゆとりができるということは、メリットとして大きかったです。

デメリットとしては、法人化に伴う事務作業の多さと決算や法人運営に係る費用と事務作業の負担がありました。

(企画広報部員)

森先生は、現在は法人を抜けられて個人事務所に戻っていますがその理由と、今回の法改正で一人法人も可能になりました。再び法人にする考えはありますか？

(森)

設立して一年が経った頃、親の急な体調不良により介護をする必要がありました。当時は自分以外に動ける者がおらず、日中は主に介護、夜中に業務をこなしていましたが、心身ともに疲労し一時的に業務を縮小せざるを得ない状況になり、抜けさせていただくことになりました。しかし、当時は私の他に2名の行政書士が法人に在籍していたため、法人の業務に支障をきたすことなく引継ができたことは法人の大きなメリットとして感じました。

現在は親族の協力の元、通常通りに業務ができています。

法人化については、先ほど述べたように大きなメリットもあるため、時期を見ながら検討したいと思います。

(企画広報部員)

法人設立を検討している方へ一言お願いします。

(森)

法人化については、お話ししたように大きなメリットを感じます。一人法人については、サービスの継続性を考えたときに、後継者候補を使用人行政書士として雇用する等の対策を行うべきかと思います。事務所運営が安定してきて体制が整ったら一人法人も含め、法人化を検討することもありではないでしょうか。

(取材：企画広報部員 海辺 光)



第4弾 「行政書士法人アシスト」 編

行政書士法人アシスト

行政書士 立山 雅也・白濱 一樹

所在地 長崎県長崎市宿町 729 番地 1

設立年月日 平成 31 年 2 月 15 日

(企画広報部員) 立山先生と白濱先生はどういった経緯で法人を設立されたのですか。

(立山) 法人を設立したのは平成 31 年の 2 月ですが 4、5 年前にも一度法人設立の話はしていました。その際は実現しなかったのですが平成 30 年の夏頃に再度私の方からお誘いして準備期間を経て設立に至りました。

(白濱) 行政書士会に入会してから親しくさせていただいておりお互い馬が合うと感じていたことから法人設立を決めました。

(企画広報部員) それぞれが設立以前に個人で持たれていた顧客がいらっしゃったと思いますが設立後はどういう風に棲み分けを行われていますか。

(立山) 基本的には棲み分けは行っておらず法人として業務を受任しています。

(白濱) これまでの経緯から元々の担当の方がお客様としても打ち合わせ等で話がしやすいといった面もあるかもしれませんがあくまで法人として対応をしている形です。

(企画広報部員) 法人を設立されて感じるメリットはどのようなものがありますか。

(白濱) まずは事業の永続性・安定性があげられると思います。個人だとどうしても病気のリスクや年齢的な問題も出てくるので顧客に対する責任というところでは法人化のメリットは大きいと感じます。2つ目に業務知識の共有・弱点の補強があげられると思います。幅の広い行政書士業務をこなすうえではそれぞれ得意分野と苦手分野が出てきがちですが法人化により補完が可能になると感じます。個人同士で助け合うこともできますが法人として利害が完全に一致することで個人だと踏み込みづらい部分の情報も共有することができました。3つ目に事業の拡大です。最初にあげた永続性にも繋がりますが、従たる事務所を設置することで事業を拡大できます。まだ考えてはいませんが先を見据えた上では大きなメリットだと思います。4つ目が信用力です。ある程度の規模の大きな顧客を相手にしたときには法人であることが信用につながると感じます。また補助者等の人材確保の面でも法人の方が良い人材を確保できるように感じます。

(立山) それに加えて社会保険・厚生年金といった従業員に対する福利厚生面の充実もメリットにあげられると思います。また難易度が高い業務の場合、依頼者に対し行政書士 2 人で対応するということがあるのですがそういった場合は個人で対応するよりも安心感が与えられると思います。

(企画広報部員) 法人を設立したことで苦労したことはありますか。

(白濱) 微々たることですが互いに 10 年近く個人でやってきたのでそれぞれの業務のやり方や管理の方法があったので法人化にあたってそれらを統一する必要がありました。それぞれ自分のやり方が一番良いと思っている部分はあるかと思いますがそれを統一するのは苦労した点かもし

れません。また各種手続きや事務作業の負担の増加もあります。社会保険等の手続きや決算手続きなど個人時代より負担は増えます。ただ従業員に任せることができるので実際そこまでの負担は感じていません。そしてこれが意外と重要だと思いますが仲違いや経営方針にズレが生じないようにコミュニケーションをとっています。

(立山) 例えが適しているかはわかりませんが一緒に事業を行うのは夫婦と同じようなところがあって、付き合っているうちはいいですが結婚して一緒に暮らすと良いところだけでなく悪い面も見えてくると思います。そういった部分も含めて相手を認めて信頼できるかというところが大切だと思います。日頃から仕事に対する考えや経営について世間話程度に会話をしたり、時には時間をとってミーティングを行うことでズレが生じないようにしています。それを苦労だとは思いませんが個人時代にはなかった部分だと思います。また会社組織になるので個人時代と違って就業規則等一定のルールに従って仕事を行う必要があります。このルール作りについては苦労した点になるのかなと思います。

(企画広報部員) 改正によって認められた行政書士の一人法人についてどのような印象をお持ちですか。

(白濱) 1人で営業を続けていく予定で事業の拡大を考えていなければ1人で法人化するメリットは薄いように感じますが、事業の拡大を目指す場合は何人で立ち上げるのかは関係なく永続性、信用力などのメリットを享受できるのではないかと思います。

(企画広報部員) 法人設立を検討している方へ一言お願いします。

(立山) 一人法人についても複数人法人についても法人特有の苦労はありますが法人化することで選べるメリットの方が相対的に大きいと実感として感じていますので設立を検討されている方は是非法人を設立していただきたいと思います。

(白濱) 私は立山先生との出会いから法人設立に至りましたが、これから行政書士としてやっていこうという方には出会いを大切にいただき、信頼できるパートナーが見つければ一緒に法人をやるという選択をするのも良いのではないかと思います。また行政書士の数は増加傾向にありますのでこれからの競争の中で事業を継続して行くために法人化を選択するのも一つの方法かなと思います。

(取材：企画広報部員 森 達暉・海辺 光)



❀ 新入会員のご挨拶



長崎支部 **高 田 啓 介** 令和2年3月1日入会

令和2年3月1日付で登録させていただきました高田啓介と申します。

登録前は農業系統金融機関に勤務しておりました。このたび、定年を迎えこれからの人生を考えたとき、32歳で取得していた行政書士資格を活かしたいとの思いから、「いまさら」という不安な気持ちと「いまこと」という前向きな気持ちが交差するなかで令和2年4月に開業しました。これまでの経験とスキルを活かし、皆様のご指導を仰ぎながら「地域社会に貢献できる行政書士」をめざして努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。



佐世保支部 **宮 地 晃 輔** 令和2年5月1日入会

私は、令和2年5月1日に入会をいたしました佐世保支部所属の宮地晃輔（みやち こうすけ）と申します。

長崎県行政書士会には、税理士となる資格で入会をさせて頂いております。

佐世保の地において地方銀行業務を経験し、現在、大学での教育・研究、税理士法人所属税理士としての仕事も行っています。

長崎県行政書士会に入会をさせて頂き、行政書士の活動を通じて長崎県民の皆様にも、また、長崎県の中小企業様の経営支援に貢献ができるように努力してまいります。

諸先輩方には、末永いご指導を賜りましたら幸いです。

今後共、何卒よろしくお願い申し上げます。



長崎支部 **岡 田 秀 樹** 令和2年9月1日入会

岡田起画行政書士事務所 岡 田 秀 樹

令和元年度末に官職を辞し畑違いの刑事法務部門から行政書士に転身し右も左も分からない新入会員ですが、コロナ禍にあって行き惑う市民の道標となれるよう研鑽に励みたいと存じますので、よろしくご指導ご鞭撻をお願い

いたします。

✿ 新入会員のご挨拶



長崎支部 **木戸 一典** 令和2年6月15日入会

令和2年6月に登録をさせていただきました。

「元お坊さん行政書士」の看板を掲げ、相続・遺言・成年後見制等のいわゆる終活サポート、墓仕舞いやお墓の改葬手続等前職の経験を活かした業務を中心に事業展開を図ろうと思っているところです。皆様方には、今後ともよろしくご指導のほどをお願い申し上げます。



長崎支部 **吉村 賢一郎** 令和2年9月1日入会

令和2年9月1日付で、行政書士会へ登録させていただきました長与町在住の吉村賢一郎と申します。主に公害や廃棄物など環境保全関係の届出や許認可申請を担当します。現在の技術士としての環境コンサルタント業務にも、大いに役立つ国家資格であると期待しております。



長崎支部 **杉山 重雄** 令和2年10月2日入会

皆様、初めまして。

10月に入会させて頂きました、長崎支部の杉山と申します。

前職ではソフトウェアの開発の会社に30年間勤めていました。

いろいろと考える事があり、行政書士としての新たな人生を歩む決心をしました。

その一歩を踏み出すまでは、勇気がなくいろいろと考えてばかりでした。

そんな経験から何かやりたい事のある人のお手伝いをしたいと考えています。

プライベートでは当たらない競馬を毎週末楽しんでます。

いろいろとご迷惑をおかけする事もあるかもしれませんが、ご指導のほどよろしくお願い致します。

✿ 新入会員のご挨拶



長崎支部 **西 浦 和 馬** 令和2年 11 月 1 日入会

私は、2020 年 6 月末日をもちまして長年勤めてまいりました会社を退職し、第二の人生を歩むこととなりました。これからは、近隣住民が困ったときの気軽な相談相手になればいいかなと思っています。先輩諸氏のご指導を宜しくお願い申し上げます。



諫早支部 **山 村 健 志** 令和2年 11 月 15 日入会

みなさま、はじめまして。

諫早市永昌東町で開業させていただきます山村健志と申します。

前職は、国土交通省で勤務し九州各地を転勤しておりました。

平成 29 年 4 月から令和 2 年 3 月まで国土交通省長崎河川国道事務所諫早出張所長として 3 年間勤務させて頂いたことで、多くの諫早市民のみなさまと知り合い、諫早で一緒にまちづくりをやっていききたいとの思いから、今回、諫早で開業することといたしました。

行政書士としては未熟者ではありますが、「まちの相談所」となれるよう地域のみなさまに信頼される存在になっていきたいと思っています。

今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会員の《新入会員・退会会員・登録内容の変更・物故会員》異動

令和2年2月1日～令和3年2月1日

◇新入会員◇ 下記の方が入会されました。

所属支部	氏 名	事務所所在地	事務所の名称	入会年月日
長 崎 支 部	藤下 一次	長 崎 市	行政書士スリーワン事務所	令和2年2月1日
長 崎 支 部	高田 啓介	長 崎 市	高田啓介行政書士事務所	令和2年3月1日
北 松 支 部	野口 末裕	平 戸 市	行政書士野口末裕事務所	令和2年4月2日
長 崎 支 部	山下 隆義	長 崎 市	山下行政書士事務所	令和2年4月2日
佐世保支部	宮地 晃輔	佐 世 保 市	宮地晃輔行政書士事務所	令和2年5月1日
長 崎 支 部	吉川 貴之	長 崎 市	行政書士吉川法務事務所	令和2年5月1日
長 崎 支 部	中尾 俊郎	長 崎 市	行政書士中尾俊郎事務所	令和2年6月1日
長 崎 支 部	木戸 一典	長 崎 市	行政書士木戸法務相談所	令和2年6月1日
長 崎 支 部	今村 寛行	長 崎 市	今村行政書士事務所	令和2年6月15日
佐世保支部	山口 寛人	佐 世 保 市	行政書士法人ブリッジ 佐世保事務所	令和2年7月15日
佐世保支部	山崎 稚早	佐 世 保 市	プラス事務所行政書士法人	令和2年7月15日
五 島 支 部	北口 実男	新 上 五 島 町	北口行政書士事務所	令和2年8月15日
大村東彼支部	平島 清	大 村 市	行政書士平島清事務所	令和2年8月15日
長 崎 支 部	吉村賢一郎	長 与 町	行政書士吉村環境事務所	令和2年9月1日
長 崎 支 部	岡田 秀樹	長 崎 市	岡田起画行政書士事務所	令和2年9月1日
長 崎 支 部	豊福 陽子	長 崎 市	豊福陽子行政書士事務所	令和2年10月2日
長 崎 支 部	清水 誠治	長 崎 市	行政書士清水誠治事務所	令和2年10月2日
長 崎 支 部	杉山 重雄	長 崎 市	行政書士杉山重雄事務所	令和2年10月2日
対 馬 支 部	豊田 充	対 馬 市	トヨタ充行政書士事務所	令和2年10月15日
長 崎 支 部	西浦 和馬	長 崎 市	KN 不動産行政書士事務所	令和2年11月1日
長 崎 支 部	内田 佳伯	長 崎 市	行政書士内田佳伯事務所	令和2年11月1日
北 松 支 部	豊永 完治	平 戸 市	行政書士豊永完治事務所	令和2年11月15日
諫 早 支 部	山村 健志	諫 早 市	行政書士山村健志事務所	令和2年11月15日
長 崎 支 部	中村 一彦	長 与 町	ぷらむ 1 行政書士事務所	令和2年12月15日
諫 早 支 部	川良 和朝	諫 早 市	行政書士川良和朝事務所	令和3年1月1日
島 原 支 部	板山 雅幸	南 島 原 市	板山行政書士事務所	令和3年1月1日
長 崎 支 部	石橋 和正	長 崎 市	石橋和正行政書士事務所	令和3年1月15日
長 崎 支 部	吉岡 雅登	長 崎 市	よしおか行政書士事務所	令和3年2月1日

◇退会会員◇ 下記の方が退会されました。

所属支部	氏 名	住 所	備 考
壱 岐 支 部	高岡 昭寿	壱岐市	令和2年7月6日 退会（廃業）
長 崎 支 部	小林 宏蔵	長与町	令和2年8月24日 退会（廃業）
佐世保支部	山本 直広	佐世保市	令和2年8月31日 退会（廃業）
諫 早 支 部	大崎 博正	諫早市	令和2年9月2日 退会（廃業）
長 崎 支 部	淡田 和幸	長崎市	令和2年9月30日 退会（廃業）
大村東彼支部	田口 一信	大村市	令和2年9月30日 退会（廃業）
五 島 支 部	名切 傳	新上五島町	令和2年12月28日 退会（廃業）
佐世保支部	真浦 忠司	佐世保市	令和3年1月8日 退会（廃業）
長 崎 支 部	小森 泰邦	長崎市	令和3年1月28日 退会（廃業）
長 崎 支 部	山口恵美子	長崎市	令和3年1月31日 退会（廃業）
五 島 支 部	山川 悟	五島市	令和3年2月15日 退会（廃業）

◇変 更◇ 次の内容が変更になっています。

令和2年1月9日～令和3年1月29日 現在

支部名	氏 名	変更箇所	変更前	変更後
長 崎 支 部	立 山 雅也	事務所 所在地	長崎市中里町1193番地 1 B203号	長崎市宿町829番地
長 崎 支 部	白 濱 一樹	事務所 所在地	長崎市中里町1193番地 1 B203号	長崎市宿町829番地
長 崎 支 部	紀 慎一	事務所 所在地 T E L	長崎市万才町 4-15 第 2 伊藤ビル 3 F 095-895-7154	長崎市戸町 3 丁目 8 番15号 090-1347-7403
佐世保支部	伊澤美津紀	事務所 所在地 事務所名 T E L	佐世保市高砂町4番15号 行政書士法人ブリッジ 0956-25-1010	佐世保市城山町 5 番11号 行政書士伊澤美津紀事務所 0956-88-7641
長 崎 支 部	松岡いずみ	事務所 所在地 T E L	和歌山県岩出市曾根 258番地の4 0736-60-7759	長崎市大黒町10-10 kokoroビル 6 F 090-7904-1089
佐世保支部	藤下 一次	事務所 所在地 T E L	長崎市東町1953- 5 シャーマゾンviola301 095-838-6424	佐世保市白岳町1423番地 2 0956-59-8851
佐世保支部	牟田 孝子	事務所 所在地 T E L	佐世保市大和町117番地 5 0956-33-2192	佐世保市山手町505番地 0956-23-6929
諫 早 支 部	龍 田 崇	事務所 所在地	諫早市幸町 7 番21-501号 幸町コーポ	諫早市真崎町862番地 8
長 崎 支 部	丸 田 和温	事務所 所在地	西海市西彼町上岳郷 1528番地	西海市西彼町上岳郷 803番地 3
長 崎 支 部	鼻 崎 貴広	事務所 所在地 T E L	長崎市浜町 2 番 7 号 西浜町第二ビル 1 階 095-827-8400	長崎市金屋町 4 番19号 飯島商事ビル 2 階 095-893-5656

◇変 更◇ 次の内容が変更になっています。

令和2年1月9日～令和3年1月19日 現在

支部名	氏 名	変更箇所	変更前	変更後
長 崎 支 部	渡 邊 真 純	事務所 所在地	長崎市住吉町6番8号 渡辺ビル1階	長崎市住吉町6番8号 渡辺ビル3階
長 崎 支 部	橋 本 剛	事務所 所在地	長崎市諏訪町5-17-405	長崎市古川町8-12-602
大 村 支 部	高 原 瑞	事務所 所在地	東彼杵郡波佐見町野々川郷 245番地	東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷 2050番地2-105
五 島 支 部	花 川 錦 章	事務所 所在地	五島市岐宿町岐宿 1027番地2	五島市岐宿町岐宿 1032番地
大 村 支 部	三 浦 正 司	事務所 所在地 T E L	大村市鬼橋町178番地2 0957-55-8948	大村市鬼橋町57番地4 0957-55-4094
佐世保支部	岩村美佐子	事務所 所在地 事務所名 氏名	佐世保市浜田町2-16-701 いわむら行政書士事務所	佐世保市比良町15-5 イリス行政書士事務所 舩角美佐子
長 崎 支 部	内 田 延 佳	事務所名	行政書士内田延佳事務所	行政書士内田佳伯事務所
長 崎 支 部	木 戸 一 典	T E L	090-8416-3423	095-829-0770
長 崎 支 部	布 江 勇 樹	事務所 所在地 事務所名	西彼杵郡時津町元村郷913-8 行政書士長崎法務事務所	長崎市宝町5番2号 竹馬ビル4階 行政書士宝法務事務所
長 崎 支 部	李 泳 勲	事務所 所在地	長崎市出島町1-43 ながさき出島インキュベータ D-FLAG106号室	長崎市桜町3-15 BUNGO ビル3階
長 崎 支 部	田 平 圭 子	事務所 所在地	長崎市出島町1-43 ながさき出島インキュベータ D-FLAG106号室	長崎市桜町3-15 BUNGO ビル3階

◇変更◇ 次の内容が変更になっています。

令和2年1月9日～令和3年1月19日 現在

支部名	氏 名	変更箇所	変更前	変更後
長 崎 支 部	行政書士法人 アシスト	事務所 所在地	長崎市中里町 1193 番地 1 B201	長崎市宿町 729 番地 1

◇物故会員◇ 謹んでご冥福をお祈りいたします。

所属支部	氏 名	住 所	備 考
諫 早 支 部	武富 為厚 様	諫早市高来町	令和2年8月22日 ご逝去 昭和59年9月17日 入 会

会員の変更については、事案発生後、速やかに変更届等提出（報告）いたしましょう!!



✳️コスモス・プチ✳️ 第4号 2020年10月1日発行（抜粋）

～お知らせ～

今年度より、タイムリーな情報発信を目指しこの様なメールマガジン方式による広報部便りを発信することとなりました。

各会員の皆様からの情報提供もお待ちしております。

※情報ご提供先メールアドレス <mailto:k.k.nggyo@gmail.com>

（企画広報部宛となります）

【業務情報】

1、建設業関連

①新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について（令和2年10月1日）

【長崎県 HP】

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/tetsuduki-shinsei/tetsuduki-shinseikankei/459330.html>

【国土交通省 HP】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tkl_000175.html

（以下概略）

- 5年経営経験で複数業種の許可が取れるようになった点等、大きく変更となるので様式7号経営業務の管理責任者証明書の様式が全面改訂となっており補正不可です。
（上記以外は従来の様式でも補正可能だそうですが、新様式を必ずご確認をお願いいたします。）
- 従来、個人の代表者が死亡し子が廃業新規を出していた点が1か月以内に限り、そのまま許可番号を承継でき、証紙も不要となるそうです。
その他、合併等の承継についても、要件が緩和されています。
- 社会保険の加入が許可要件となったため、社保の加入状況の番号が変更となり行政書士が代理押印できる書類から外れます。（申請会社印が必要）
（適用除外 → 2）

※県庁担当職員による上記改正の説明会が開催されます。

1. 日時 令和2年10月15日（木）
午後1時開場、午後1時30分開始（約2時間以内）
2. 場所 長崎県庁1階大会議室C
3. 講師 監理課建設業指導班担当者
4. 題目 建設業施行規則改正（令和2年10月1日施行）について

※ なお今回は改正に伴い県監理課に緊急に対応をお願いしましたので当日時点で決定・判明している建設業許可内容についての講習となります。ご了承ください。

②長崎県主観的審査事項の届出が10月1日から始まります。

電子申請を行い、そこから紙申請を行う2段階申請となっています。

詳しくは下記HPを参照下さい。

【長崎県 HP】

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/351718.html>

③諫早市定期入札参加資格申請時期が変更されます。

2年に1度の定時受付は例年3月でしたが、今回から11月から始まります。

令和3年4年度入札参加資格申請の受付期間について

令和2年11月2日（月曜日）から令和2年12月25日（金曜日）まで

詳しくは下記の諫早市のHPで確認下さい。

【諫早市 HP】

<https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/post15/3907.html>

2、渉外業務関係

「10月1日から、全ての国・地域のビジネス上必要な人材、留学、家族滞在等の在留資格の者について、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に入国を認める」こととなりました。

【出入国在留管理庁 PDF】

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

3、農地法関係 【速報】

農地法事務指針の改訂が行われました。

詳しくはコチラ ↓

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/nogyo/nochi-noshin/tenyou/>

なお、複数の申請先担当者にお尋ねしたところ、現時点で本庁から情報が下りてきていないとのことで、具体的なことは未だ担当者も不明とのことです。

10月に申請予定がある方は、先に申請先に確認をおすすめいたします。

以上

令和3年7月28日

会員各位

長崎県行政書士会

会 長 山脇 正隆

企画広報部長 鶴田 隼人

企画広報部便りについて（ご案内）

盛夏の候、会員の皆様ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は会務運営へご協力いただきまして、御礼申し上げます。

さて、令和元年より企画広報部から会員の皆様宛てに、タイムリーな情報発信を目指しメールマガジン「企画広報部便り✳コスモスプチ✳」を発刊しておりましたが、この度役員体制が変わり、コスモスプチを SNS ツール、Chatwork による一斉配信といたします。

つきましては、現在におきまして本会にメールアドレスのご登録が無い会員の皆様で「企画広報部便り✳コスモスプチ✳」の受取りを希望される会員様におかれましては、メールアドレスのご登録をお願いしたく、お知らせ申し上げます。

記

----- 切り取らずに FAX して下さい -----

企画広報部便り✳コスモスプチ✳受取りアドレス申込書

令和 年 月 日

長崎県行政書士会御中

支 部

会員名

メールアドレス

申込送付先： 長崎県行政書士会 FAX：095-828-2182

急速なデジタル社会の発展に対応する、次代の会報誌と連絡ツールの見直しを

企画広報部長 鶴田 隼人

21 世紀に入り、我が国の急速なデジタル社会の発展は目覚ましいものがあります。

平成 12 年に IT 基本法が成立し、すでに 20 年以上経過いたしました。成立当初、一般家庭のパソコンの普及率は 38.6% でしたが、令和 3 年現在においては 78.5%、保有台数に至っては 128.3% と一世帯に一台以上のパソコンを所持している状況となっております。

パソコンの普及に伴い、官公署に対する電子手続きの整備も進められ、今やあらゆる手続きにおいて使用されており、申請者の代理人たる行政書士もそのデジタル化の影響が強く波及しております。

特にここ近年のコロナ禍によるテレワークや電子申請の推進、押印の省略化等、今までには考えられなかったような、国民生活やビジネスにおいて「破壊的」とも形容される変化が生じている中にある大きな転換期を迎えているのではないのでしょうか。

長崎県行政書士会会報誌コスモスもご先輩方のご尽力により 186 号の発刊を迎え、これまでも多くの情報提供を行って参りました。この度企画広報部の役員が変わりまして、デジタル社会の発展と時代の変遷に伴い、会報誌の内容を見直すべき時がきているのではないかということを感じております。

新体制が発足して 1 ヶ月足らずですので課題は山積ですが協力しながら今後見直しを図って参ります。

SNS ツール「Chatwork」の導入による情報収集の効率化

デジタル社会の発展と共に発達したのがコミュニケーションツールの多様化です。

LINE、Facebook、twitter などは一度は聞いたことがあるのではないかと思います。

中でも LINE は利用率が 81.1%。10 ～ 30 代に至っては 9 割が利用しているとも言われております。

これら多くのコミュニケーションツールが発展している今、会務に利用できないかと考えた時に数ある中で着目しましたのが Chatwork です。理由は現在長崎支部と企画広報部で導入しておりますが ①リアルタイムな情報提供、収集が可能 ②気軽なコミュニケーションが可能 ③時間や場所の概念に捕らわれない自由なコミュニケーションが可能等、他にもメリットが沢山あり、導入頂けましたらその効果を実感頂けるかと思います。既読がつかない LINE という風にイメージ頂けますと分かりやすいです。

また前企画広報部長の榎屋先生に残して頂きましたコスモスプチを Chatwork を通じ会員へ送信することにより、場所を問わず、ほぼリアルタイムでの法令等の改正情報の提供が可能となります。

勿論、1 つのツールである以上、何事にも長短はありますが、一つの試金石として導入頂きまして連絡体制の効率化を図りたい所存です。

以上、会報誌の見直しと連絡ツールの普及、推進を今期の目標に掲げ、活動して参りたい所存です。

政治連盟加入の理解と必要性

長崎県行政書士政治連盟

会長 山崎 三郎

先に配布されました本年度の日本行政書士政治連盟の40年の記録にも記載されていますが、行政書士としての躍進を図るためにも団結力、行動力、迅速性等が叫ばれていますように長崎県行政書士政治連盟は下記4点を重点項目として認識し活動して参ります。

1. 議員提案による法成立

行政書士法案は当時の衆議院地方行政委員会において議員提案により審議に付されたことに始まり、その後これが結実して昭和26年2月22日に公布されました。

つまり、私たちが行政書士法に従って進めている職務は、議員立法により成立し、今日に至っているのですが、例えば特定行政書士の獲得や平成14年7月施行の代理権獲得で申請書等の訂正印に関しても行政書士の職印で行えるようになったのであります。

ですから、いかに議員立法が大事であるか、そのためにはどうすればいいのかを真摯に考え、行動に移すことが行政書士全体の今後の未来を決定するのではないのでしょうか。

何もしなければ、ただ衰退するだけです。そして最後は破滅につながります。

2. 議員立法と内閣立法

国会で成立する法案は、内閣が提出しておりますが、慣例により内閣提出法案を先に審議しており、その後の議員立法で提出された法律案を審議することから、廃案や継続審議となることが多くあります。

そこで、議員の方々に熱心に取り組んでいただくためにも日頃から議員の方々と連絡を密にし、友好関係を構築することが不可欠であることは、自然の理であり、そこで政治活動を支援することになるのです。

3. 日政連と日行連は車の両輪

日本行政書士政治連盟が組織化したのは、強制加入制を採る職能団体では政治活動を広く行うことはできません。

そこで、日本行政書士会連合会と連携を密にし、行政書士の社会的、経済的地位の向上を目指して、制度の充実発展、権益の擁護を図りつつ、行政の円滑化を推進するために必要な政治活動を行うことに政連が組織されているのです。

4. 国民のニーズに答えるため、そして行政書士としての飛躍を目指すためにも必要な政治連盟

現在のIT社会に即応するため、いかに即応する法改正が必要か望まれますし、国民や企業のニーズに応えられる強靱な力を発揮するためにも、コツコツと法改正推進活動を行うことが、政治連盟団体の役目であると考えます。今後とも格別のご理解、ご協力のほど賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

役員の選任・体制

～令和3年度・第38回定期大会（案）～

役員体制 会長以下15名（監事2名）

役員名	氏 名	所属支部	備考
顧 問	北村 誠吾	衆議院議員	長崎選出
顧 問	古賀友一郎	参議院議員	長崎選出
会 長	山崎 三郎	長崎支部	再 任
副会長	濱田 宗一	佐世保支部	再 任
副会長	原田 久也	島原支部	再 任
副会長	香椎 晃	長崎支部	再 任
幹事長（会計責任者）	川島 孝紀	長崎支部	新 任
幹 事	紀 慎一	長崎支部	新 任
幹 事	塩塚 顕	諫早支部	新 任
幹 事	川添 亨	大村東彼支部	再 任
幹 事	橋口 一久	佐世保支部	新 任
幹 事	桝屋 可恵	北松支部	再 任
幹 事	南 忠明	五島支部	再 任
幹 事	山内 満	壱岐支部	再 任
幹 事	中村 雅彦	対馬支部	新 任
会計監事	北口 実男	五島支部	新 任
会計監事	松岡いずみ	長崎支部	新 任

注 長崎県行政書士政治連盟規約（平成29年5月27日組織名称改正施行）

第5条 本会に次の役員を置く。

- ・会長1名 ・副会長3名以内 ・幹事長1名（会計責任者） ・幹事若干名
- ・会計監事2名

第6条 1項 会長・幹事及び会計監事は、会員の中から大会で選任する。

2項 副会長及び幹事長は、幹事の中から会長が指名する。

第8条 役員の任期は、就任後2回目の大会まで。

編集後記

社会と人々のくらしを一変させた新型コロナウイルス感染症にやっとワクチン接種が本格化してきました。しかしながら変異株の出現とまだまだ猛威を振るっております。

当たり前の日常が如何に大切か「無病息災」の尊さを改めて感じさせられます。

他の各団体における行事も縮小、延期、もしくはやむを得ず中止という「決断」に迫られ、身近な日常の地域行事でも「開催しますが出来るだけ来ないでください。」と矛盾と感じられる連絡がありました。

わたくしたちの県会執行部に於きましても止めるわけにはいかない多くの必須の活動行事を安全に如何にして開催実行させるか、感染防止に努めながら懸命になって努力されております。

企画広報部も昨年11月に会報誌コスモス発行に向かって会議を開き掲載記事内容の決定、その後、梶屋企画広報部長を中心に取材・編集活動に邁進して参りましたが今まで通りでは先がぜんぜん見えない、先へ進めない部分が数多く発生し梶屋部長のご苦勞も相当なものであったと思います。

このような状況のなか県会総会も無事に終了し、梶屋企画広報部長から鶴田隼人新部長への円滑引継ぎ作業を経て、遅ればせながら第186号の発行にこぎつけましたので、皆様の手元へお届けいたします。

残りの令和3年がどう進展していくか見通すことはできませんが社会全体の活動陽気が早く来てほしいものです。

事態の収束を願いながら会員皆様のご活躍を期待いたします。

令和3年8月 堀川千里



【前編集委員】

企画広報部長	梶屋 可恵
企画広報副部長	諫山淳一郎
同 部員	青山 周広
同 部員	海辺 光
同 部員	堀川 千里
同 部員	森 達暉



第186号
令和3年8月20日発行

発行人 山脇 正隆
発行所 長崎県行政書士会
〒850-0031
長崎県長崎市桜町3番12号
電話：095-826-5452
FAX：095-828-2182
製作・印刷 有限会社 正文社印刷所

【編集委員】

企画広報部長	鶴田 隼人
企画広報副部長	諫山淳一郎
同 部員	海辺 光
同 部員	堀川 千里
同 部員	井手 誠博

